




# 上野南送水ポンプ所ポンプ更新工事 

## 特記仕様書

2020年度

伊賀市上下水道部

## 目 次

第 1 章 総 則
第1節 一般事項

## 第 2 章 機械設備

第1節 設備概要
第2節 機器概要
第3節施工範囲
第 3 章 据付工事
第1節 据付工事
第2節電気配線工事
第3節 塗装工事
第4節 試運転調整
第5節 引渡し及び保証

## 第1章 総則

## 第1節 一般事項

1．本工事は以下に記載する工事を当市の契約規定，関係法規，一般仕様書，特記仕様書及び設計図書並びに係員の指示に従い，誠意をもって完全なる施工をなすものとし，後記の関連法規及び規格を遵守し施工を行うこと。
2．本工事受注者は一般仕様書，本特記仕様書および設計図書に従って施工するものであ るが，これに明示してない事項でも，施工上当然必要な足場等の仮設および設備等は受注者の責任において行わなければならない。
3．本工事受注者は関係諸官庁，電力会社，保安協会，NTT等に対する一切の手続きを代行するとともに，常に密接な連絡を保ちそれぞれの使用に支障のないように注意しな ければならない。なお，これに必要な経費は，受注者の負担とする。特に施設の運転に は支障のないように注意しなければならない。
4．本工事の施工に当たっては承認図を提出し，当市の承認を得るものとする。また，仕様書の変更については当市が認めた場合について行うことができる。
5．本工事について受注者は，当市から求められた場合，次の工事関係図書を各部提出す ること。これらに要する費用は受注者の負担とすること。
［1］納入図
（1）機器外形図，詳細図，結線図
（2）機器配置図
（3）配管配線詳細図
（4）その他，当市が指示するもの
［2］完成図書
（1）維持管理に必要な操作説明図書
（2）各種機器試験成績表
（3）各種機器取扱説明書
6．本工事竣工までの機器材料の保管の責任は受注者によるものとする。
7．本工事施工中に建造物，機械設備等の関係でおきる機器の配置，配管路の軽微なる変更は受注者において行うこと。
8．取り合い
配管設備，電気計装設備に関連するもので他の業者に作成依頼もしくは，作業取り合 いが発生すると思われるものについては，受注後に他の施工図とは別途に施工図を提出 して，工事の円滑な進捗をはかること。
9．工場立会い検査
当市が指定する機器についてはエ場立会い検査を行う。検査に要する費用は受注者の負担とする。
10．関連法規及び準拠規格
（1）日本水道協会規格（JWWA）
（2）水道施設設計指針（日本水道協会）
（3）電気設備技術基準（経済産業省令）
（4）日本工業規格（J I S ）
（5）日本電機工業会規格（JEM）
（6）電気規格調査会標準規格（JEC）
（7）電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）
（8）その他関係法規，規格及び基準

## 第2章 機械設備

## 第1節 設備概要

本設備は，上野南送水ポンプ所より，上野第 3 配水池と青山第2分水，青山送水ポ ンプ所へ送水する 2 系統 2 種類のポンプである。

既存ポンプについては，別添参照の能力を有し，起動方式が，スターデルタ起動方式，インバーター制御（流量制御）により，3箇所へ送水している。
各系統にポンプが 2 台設置され内 1 台を更新し，撤去機器を予備機として保管する ために当該工事を施工する。

## 第2節 機器概要

## 1．更新機器

青山向送水ポンプ・上野第3向送水ポンプ
ポンプ 2台（各系統1台）別添データーシートによる
配管・パッキン・電線管•配線材料 —式
（既設機器接続用材料（ポンプ吸込•吐出配管・ポンプ排水管•温度センサ
一•圧力水配管•満水検知器 は既存流用する。）流用機器接続材料も含 む）
※ ポンプ選定は，水撃検討書•水理計算書による
同等品可であるが，電動機，フライホイールは既存設備を使用する。
※ 当該施設にはホイスト 有 •搬入口 幅 1300 ポンプ室正面入口
2．その他
1台分の既存流用機器

```
    軸温度計 2台 - 圧カスイッチ 1台 • 吸込, 吐出圧力計 各1台
    上記測定架台 1基 (配管等含む)
    満水検知器 1基 (配管•電線管•配線含む)
```

3．施工範囲
ア 既存機器 撤去•保管場所へ移動，仮置
1．更新機器分の既存撤去機器を同施設ポンプ室へ保管のため移送保管場所はポンプ室のホイスト可動範囲とする
イ 1．更新機器 $\cdot 2$ ．その他の機器 据付•接続（芯出し等含む）
ウ 試運転調整

## 第3章 据付工事

第1節 据付工事
1．機器の据え付けにあたっては，十分な経験と技術を持った専門技術者の指導のもとで行ない，その機器の性能や機能を損なうことのないように十分注意して備え付けなけれ ばならない。
2．本工事場所は，浄水場施設のため，施設，設備の維持管理に支障を与えないよう施工 するとともに，油類及び汚水等で汚染しないよう衛生管理にも十分注意して施工するこ と。
3．機器の据え付け工事にあたって，他工事との出会い現場となる場合は，機器の破損や汚れを受けないように本工事の受注者によって保護に努めなければならない。

## 第2節 電気配線工事

1．電気配線工事にあたっては，保守管理上危険性のないよう配慮して施工することはも ちろん，次の規定及び仕様に適合した工事でなければならない。
（1）内線規定専門部会 内線規定（JEAC）
2．動力配線，制御配線等のケーブル線は各種類ごとに順序よく整理して配線し，端末処理を完全にしなければならない。

## 第3節 塗装工事

1．各機器の塗装は，特記なき限り製作業者の標準塗装とする。但し，仕上げ色について は，当市の指示によるものとする。
2．据付後，損傷箇所がある場合はその補修塗装を行うものとする。

## 第4節 試運転調整

1．各機器の現場据付後，当市の定める期間内に受注者は各機器について専門の熟練した技術者を派遣し，機器の調整試運転を行い必要な成績書を提出すること。
2．試運転終了後，当市係員に各機器の機能および取扱操作方法等の説明をすること。
3．当該ポンプ設備は，東芝インフラシステムズ（株）製の中央監視システムから遠隔制御 して運転している。

その中央監視システムからの指示により，富士電機E \＆C（株）製の現場制御盤にて運転制御し，運転号機等の制御を行っている。

本工事における当該ポンプ設備設置後の試運転調整については，前述の自動制御な どの性能が当初どおり発揮できることを受注者の責任において行うこと。

しかし，それを受注者において行うことができず技術的な支援を必要とした場合，そ れに係る不測の費用はすべて受注者の負担とする。

## 第5節 引渡しおよび保証

1．本工事の引渡しは，当市係員の竣工検査に合格した時をもって引渡しとする。
2．本工事引渡し後の保証期間は，満1ヶ年とする。なお，保障期間中に受注者の責任に帰すべき原因による事故が生じた場合には当市が指定する期間内に無償にて補修，また は良品に取り替えること。

（注）上記受託業務事項•条件及び内容のレ印当該欄は，作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。



